

2022 年度事業報告

[2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで]

2022 年度はウクライナ情勢や急激な円安の進行による物価上昇が勤労者の生活に影響を及ぼす中での事業運営となりましたが、当協会は労働金庫との連携のもと、業態の系統保証機関としての役割発揮に向け、各種施策にはスピード感をもって取り組みました。

保証制度については、保証業務担当各級会議や個別金庫訪問等を通じて労働金庫からお寄せいただいたご意見を踏まえ最終弁済時年齢の引き上げ、A I 保証審査の導入、R A N S システムの改修等の検討を進めました。

W e b 完結型保証審査（無担保証書貸付）については、導入済の 3 金庫に加え、2022 年 4 月より 3 金庫、2022 年 10 月より 2 金庫に導入いただき、8 金庫に拡大することができました。

A I 保証審査については、R A N S システムに A I が算出した承認確率をもとに自動承認する機能を追加したほか、A I の導入効果が確実に得られるよう A I 承認確率特例の制定等を行いました。また、A I 保証審査を労働金庫の融資業務に活用いただくためのシステム開発内容を整理するとともに、A I 保証審査を導入後に労働金庫にご利用いただく保証料制度を整理しました。

新潟労信協からの事業譲受については、保証債務の引受けおよび求償権の譲受を計画通り行い、事業譲受を完了しました。北陸 3 労（勤）信協の事業譲受については、方向性を確認し基本合意書を締結しました。

職場環境の維持、向上については、働きやすい職場づくりに向けた各種取組みを進め、「健康経営優良法人 2023」および「くるみんマーク（2022 年）」の認定を受けました。

人材育成については、教育研修計画に基づく各種プログラムのほか、ジョブローテーションや金庫出向を行いました。

以上のとおり 2022 年度は労働金庫との連携のもと、勤労者の生活を支えていくための各種施策を実施するとともに組織基盤の強化を進めました。

〔2022 年度主要計数計画の達成状況〕

※補助金付事業の実績を除く (単位：百万円、%)

	計 画 値 ①	実 績 値 ②	差 異 ②-①	達成率等 ②/①	前年度比 (増減率)	
						前年度実績
新規保証引受	1,895,557	1,805,208	△90,348	95.2	△5.9	1,918,311
無担保	421,971	400,739	△21,231	95.0	1.8	393,810
有担保	1,473,585	1,404,469	△69,115	95.3	△7.9	1,524,500
保証債務残高	14,448,226	14,453,736	5,510	100.0	3.1	14,017,207
無担保	1,316,544	1,386,742	70,198	105.3	7.4	1,291,542
有担保	13,131,682	13,066,993	△64,688	99.5	2.7	12,725,665
決算保証料	23,143	23,342	199	100.9	0.9	23,129
無担保	7,144	7,145	1	100.0	2.8	6,952
有担保	15,998	16,197	199	101.2	0.1	16,176
代位弁済	21,572	24,638	3,066	114.2	13.2	21,756
無担保	7,508	8,020	512	106.8	9.2	7,347
有担保	14,063	16,618	2,555	118.2	15.3	14,408
延滞率 ^{※1}	0.08	0.09		0.01	0.00	0.09
求償権回収金	12,000	14,415	2,415	120.1	9.2	13,197
無担保	2,000	1,910	△89	95.5	4.1	1,835
有担保 ^{※2}	10,000	12,504	2,504	125.0	10.1	11,362

※1 延滞率については達成率や前年度比に増減幅 (ポイント) を記載。

※2 求償権回収金の有担保実績値には担保物件処分後の回収金を含む。

1. 主要計数概況 ※ 補助金付事業の実績を除く。() 内は達成率等。

(1) 保証引受等の状況

① 新規保証引受

住宅ローンの金利競争が一段と厳しくなった影響等により、無担保が前年度比+1.8%の4,007億39百万円(95.0%)、有担保が前年度比△7.9%の1兆4,044億69百万円(95.3%)となり、全体としては前年度比△5.9%、計画値を903億48百万円(95.2%)下回る1兆8,052億8百万円となりました。

② 保証債務残高

労働金庫の着実な取組みに加え新潟労信協からの保証債務の引き受けもあり、無担保が前年度比+7.4%の1兆3,867億42百万円(105.3%)、有担保が前年度比+2.7%の13兆669億93百万円(99.5%)となり、全体としては前年度比+3.1%、計画値を55億10百万円(100.0%)上回る14兆4,537億36百万円となりました。

③ 決算保証料

無担保が前年度比+2.8%の71億45百万円(100.0%)、有担保が前年度比+0.1%の161億97百万円(101.2%)となり、全体としては前年度比+0.9%、計画値を1億99百万円(100.9%)上回る233億42百万円となりました。

(2) 代位弁済等の状況

① 代位弁済

無担保が前年度比+9.2%の80億20百万円(106.8%)となり、有担保が前年度比+15.3%の166億18百万円(118.2%)となり、全体としては前年度比+13.2%、計画値を30億66百万円(114.2%)上回る246億38百万円となりました。

代位弁済率は、前年度から0.01ポイント増の0.17%となり、担保区分別では、無担保は0.02ポイント増の0.60%、有担保は0.02ポイント増の0.13%となりました。

② 延滞率

保証債務の延滞残高が前年度比63百万円増加したことにより計画を0.01ポイント上回る0.09%となりました。

(3) 求償権回収金等の状況

① 求償権回収金

都市部の不動産市況が好調であったこと等により、無担保が前年度比+4.1%の19億10百万円(95.5%)となり、有担保が前年度比+10.1%の125億4百万円(125.0%)となり、全体としては前年度比+9.2%、計画値を24億15百万円(120.1%)上回る144億15百万円となりました。

② 償却金額・求償権残高

償却金額は、前年度比△5.2%の96億3百万円となりました。貸倒引当金より78億60百万円、債務保証損失引当金より17億37百万円をそれぞれ充当し、残りの6百万円を貸倒損失としました。

求償権残高は、前年度比+7.2%の826億62百万円となり、担保区分別では、無担保が197億15百万円、有担保が629億47百万円となりました。

【参考：補助金付事業の実績】

(1) 保証引受等の状況

① 新規保証引受

技能者育成資金融資制度、求職者支援資金融資制度および北海道限定となる就職促進資金融資制度の3事業について行っており、前年度比+26.2%の2億77百万円となりました。

② 保証債務残高

前年度比△8.7%の17億37百万円となりました。

(2) 代位弁済等の状況

① 代位弁済

前年度比+37.6%の17百万円であり、代位弁済率は0.96%となりました。

② 返済免除

就職促進資金融資制度のみの取扱いであり、4件0.6百万円となりました。交付要綱に従い、返済免除相当額を補助金として受け入れました。

(3) 求償権回収金等の状況

① 求償権回収金

前年度比△17.1%の22百万円となりました。交付要綱に従い、償却求償権回収金相当額の補助金を返納しました。

② 償却金額

償却金額は、前年度比△36.9%の17百万円となりました。交付要綱に従い、償却金額相当額を補助金として受け入れました。

2. 決算報告

(1) 経常増減の部

① 経常収益

経常収益は 269 億 38 百万円となり、前年度より 5 億 36 百万円増加しました。

増加の主な要因は、保証料が 2 億 12 百万円、受取損害金が 2 億 82 百万円増加したことにあります。

② 経常費用

経常費用は 167 億 36 百万円となり、前年度より 1 億 91 百万円増加しました。

増加の主な要因は、債務保証損失引当金繰入額が 1 億 96 百万円、保全管理費が 4 億 44 百万円減少した一方、貸倒引当金繰入額が 6 億 89 百万円増加したことにあります。

③ 当期経常増減額

当期経常増減額は 102 億 1 百万円となり、前年度より 3 億 44 百万円増加しました。

(2) 経常外増減の部

新潟労信協からの事業譲受による保証債務承継一時金 13 億 49 百万円により、当期経常外増減額は 13 億 49 百万円となりました。

(3) 当期一般正味財産増減額

以上のことから、当期一般正味財産増減額は 115 億 51 百万円となり、前年度より 17 億 14 百万円増加しました。

3. 社員および基本財産等の状況

(1) 社員

当年度末の社員数は、新潟労信協の退社により 1 社員減少し、13 労働金庫、5 労(勤)信協、労働金庫連合会の 19 社員となりました。

(2) 基本財産および特定資産

当年度末の基本財産は、保証限度率が 75%となるよう当期一般正味財産増減額から 38 億 78 百万円を繰り入れた保証積立資産 1,248 億 84 百万円と寄付金積立資産 36 億 9 百万円をあわせて、1,284 億 93 百万円となりました。

特定資産は、当期一般正味財産増減額から 76 億 72 百万円を繰り入れた保証基盤安定化積立資産 990 億 63 百万円と退職給付引当資産 3 億 92 百万円、役員退任慰労引当資産 16 百万円をあわせて、994 億 71 百万円となりました。

4. 課題の遂行状況

〔基本戦略1〕信用保証事業を通じた共生社会の実現

1. 多様化する勤労者ニーズにあわせた保証・サービスの提供

(1) 労働金庫等との意見・情報交換を通じた勤労者ニーズの継続的な調査・研究

- ① 保証業務担当各級会議や訪問またはTV会議による個別金庫協議、中央労福協主催の諸会議等を通じて勤労者ニーズの把握に努めました。
- ② しんきん保証基金、全国農協保証センターと三団体連絡会議を開催し、同業他社の保証制度や市場動向に関する情報交換を行いました。

(2) 多様なライフスタイルにあわせた保証の提供

勤労者の生涯にわたる生活設計を支援するため、ノンリコース型リバースモーゲージの保証を開始しました。

(3) お客さまの利便性向上に資するサービスの提供

- ① 2022年4月より3金庫（東海、静岡県、長野県）、2022年10月より2金庫（北海道、四国）にWeb完結型保証審査（無担保保証書貸付）を新規導入いただき、導入金庫が8金庫に拡大しました。また、お客さまの利便性向上を目的とする、RANSシステムの機能改善を行いました。
- ② RANSシステムにAIが算出した承認確率をもとに自動承認する機能を追加しました。また、AIの導入効果を確実に得られるようAI承認確率特例の制定等、保証制度の改定を行いました。2023年4月よりAIを用いたWeb完結型保証審査を開始します。
- ③ 求償権をご返済いただくお客さまの利便性向上のため、スマートフォンによる電子決済の導入準備を進めました。

2. 勤労者の経済的再生に向けた柔軟な対応

(1) お客さまの状況に寄り添った丁寧かつ柔軟な対応

- ① 勤労者生活支援特別融資制度の保証を通じ、勤務先企業の事情により収入が減少した勤労者や離職者に対する支援を継続して行いました。
- ② 求償権をご返済いただくお客さまの収支状況を丁寧に聴き取り、生活状況に応じた返済方法をご提案しました。また、担保物件の売却に係る債務関係人との折衝は、債務圧縮の効果の適切性を見極めたうえで進めました。

(2) 災害復興に向けた継続的な支援

- ① 災害救援ローンの保証を通じ、自然災害にあわれたお客さまに対する支援を継続しました。
- ② 求償権をご返済いただくお客さまが自然災害の影響により収入が減少した場合は、現況を丁寧に聴き取り、返済条件の変更や返済猶予等により柔軟に対応しました。

(3) 新型コロナウイルス感染症による影響を受けたお客さまの支援

- ① 返済困難となったお客さまが自然災害ガイドラインの特則を利用された場合には、適切な事務手続きを行い、制度の趣旨に則って対応しました。
- ② 求償権をご返済いただくお客さまが新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合は、現況を丁寧に聴き取り、返済条件の変更や返済猶予等により柔軟に対応しました。

3. SDG sをはじめとした社会的課題への取組みと社会貢献活動の推進

(1) 中期経営計画を通じたSDG sへの貢献

- ① 日本労信協の理念の具体化に向けた、中期経営計画・事業計画の遂行により、SDG sの目指す「持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に貢献するよう努めました。
- ② 第8期中期経営計画の実践が日本労信協の理念の具体化やSDG sの達成に貢献することをディスクロージャー誌に掲載し、労働金庫や関係団体等に配布するとともにホームページに掲載しました。

(2) 国や自治体との提携融資の保証を通じた役割発揮

国や自治体との提携融資に係る保証事務および各種申請手続き等について、保証条件や要領・要綱に則って対応しました。

(3) 中央労福協・労働金庫業態との連携による労働者福祉運動への参画

- ① 中央労福協主催の会議等に参加し、奨学金問題等の労働者福祉運動に関する情報収集に努めました。
- ② 労働者自主福祉運動の強化・発展のため、連合大学院をはじめとする教育文化協会の活動を寄付等を通じて支援しました。

(4) CSR活動への積極的な取組み

- ① 中央機関合同の新入職員研修として、2022年度の新入職員および2年目の職員を「ろうきん森の学校」へ派遣し、豊かな森の再生等の環境問題に取り組む人材育成・環境教育を行いました。
- ② 食のセーフティネットの役割を担うフードバンク団体に対して、古本の寄付等を通じた支援を行いました。

〔基本戦略2〕業態の系統保証機関としての更なる役割発揮

1. 業態戦略に資する競争力と優位性のある保証制度の策定と改善

(1) 労働金庫業態の事業計画と歩調をあわせた保証制度の構築

労働金庫協会・連合会との協議を適宜開催し、共通する課題については、方向性をあわせながら対応を進めました。

(2) 変動保証料制度の適正な運用

代位弁済率の上昇を抑制するための審査基準を追加した労働金庫に対して審査基準の緩和や引き締め案を提示するとともに、導入効果がより得られる時期等について金庫訪問やTV会議による意見交換を行いました。

2. 信用リスク管理の高度化による保証制度の適正化

(1) 信用リスク計測水準の維持・向上

労働金庫連合会と協働して初期与信モデル（有担保）のチューニングを実施しました。また、チューニングした初期与信モデル（有担保）を審査支援システムに実装した後の有担保ローンの信用リスクランク特例の取扱いを整理しました。

(2) 効率的な審査手法および信用リスク管理高度化の取組み

- ① RANSシステムにAI保証審査モデルによる自動承認機能を実装するとともに、自動承認を効率的に実施するための保証制度、業務運用の整理を行いました。また、2023年5月の本番適用に向けて個人信用情報の重複判定プログラムの改善を進めました。
- ② AI保証審査を労働金庫の融資業務に活用いただくためのシステム開発内容を整理するとともに、労働金庫がAI保証審査の利用を開始した後に利用いただく保証料制度の整理を行いました。

(3) 保証引受基準や保証料率の適正化

- ① マイプラン借換の制度化に伴い導入した保証料率の見直しルールを円滑に運用するため、過年度の実績による試算結果を報告しました。また、マイプランの代位弁済率を抑制するための審査基準検討ツールを労働金庫に提供しました。
- ② 生協組合員向け保証料率の見直し期日に向けて、生協組合員の融資の状況や代位弁済率の推移等を労働金庫に報告しました。

3. 労働金庫の融資事務に資する施策の展開

(1) Web完結型保証審査の拡充等による労働金庫の融資事務堅確化・効率化支援

- ① RANSシステム導入金庫からの改善要望をもとに、顧客利便性や審査事務効率化につながる課題を整理し、機能改善を行いました。
- ② 労働金庫への業務委託先調査等において、2021年度に実施した代位弁済申請手続きの省力化・簡素化による負担軽減効果を調査するとともに、次年度以降の改善要望を伺いました。

(2) 効果・効率的なリスク分析環境の整備

- ① 初期与信モデルのモニタリング結果に加え、代位弁済の傾向分析資料を労働金庫に提供しました。

- ② データ分析ツール（Qlik Sense）を労働金庫に活用いただくため、保証業務担当実務者会議でマイプランの審査基準検討ツールの取扱方法を説明したほか、労働金庫からの要請を受けて審査基準の検討作業を支援しました。
- ③ 基幹システムの稼働に併せて審査支援システムの情報と口座元帳の情報を一元的に管理することとし、信用リスクランク特例の取扱状況に係る労働金庫の報告業務を軽減しました。

(3) 労働金庫の融資審査・債権管理業務に役立つ情報提供

- ① 保証業務担当各級会議にて、Web完結型保証審査における労働金庫毎の申込傾向や近年の代位弁済や求償権回収の情報を提供しました。また、ご要請いただいた労働金庫の研修会に講師を派遣し、代位弁済事例にみる審査上の留意点等を説明しました。
- ② 新型コロナウイルス感染症の状況を考慮して、労働金庫への業務委託先調査はリモートまたは書面での実施とし、個人情報の管理状況の把握や債権管理に関する課題を共有化しました。

〔基本戦略3〕持続可能な経営基盤の構築

1. 新基幹システムの定着と安定稼働

(1) 業務フローの最適化、機能の最大活用

- ① 業務効率、事務品質の向上を目的とするシステム改善課題を集約し、基幹システムの改修を行いました。
- ② 基幹システムを効率的に活用できるようマニュアル等の見直しを行いました。また、基幹システムで統合したデータベースを有効活用できるようBIツールに関する情報発信を定期的に行い、職員のデータ抽出スキルの向上を図りました。

(2) 安定稼働に向けた保守管理体制の構築

システムの停止等の障害によりお客さまや労働金庫に影響を及ぼすことがないように、開発ベンダーと連携しシステムの安定稼働に努めました。また、障害が発生した場合は、速やかに原因および影響範囲を調査し、お客さまへの影響を最小限とするよう努めました。

2. 業務改革の推進

(1) デジタルシフトの対応および推進

- ① RANSシステムにAI保証審査モデルによる自動承認機能を実装するとともに、自動承認を効率的に実施するための保証制度および業務フローの整理を行いました。また、RPAの活用により新潟労信協からの事業譲受に係るデータ移行を正確かつ効率的に行いました。
- ② 各種レポートやセミナー等を通じてITの活用方法や最新の動向に関する情報を収集しました。

(2) 業務改善による生産性の向上

職員がより自由に提案できるよう業務改善提案制度を見直すとともに表彰対象となった改善提案を着実に実践する仕組みとすることで、業務改善意識の醸成に努めました。また、継続的な改善活動により事務品質の向上やコスト削減を進めました。

3. 安定的な新規保証引受と確実な求償権回収

(1) 選択され、利用される保証制度の構築

- ① 保証業務担当各級会議の労働金庫の意見を踏まえ、A I 保証審査による自動承認導入後の保証料制度を整理しました。また、A I 保証審査による業務の効率化を推進するためA I 承認確率特例を新設しました。
- ② RANSシステム導入金庫からの改善要望等をもとに、顧客利便性や審査事務効率化に資する課題を整理のうえ機能改善を行いました。また、導入金庫の拡大に向けて、保証業務担当各級会議で運用状況とシステム改修項目を報告しました。
- ③ 最終弁済時年齢の引き上げに関する労働金庫の要請を受けて労働金庫連合会と検討を進めました。

(2) 求償権の内容分析による効果・効率的な回収

- ① 求償権の内容に応じた回収方針を策定し、回収方針に沿った督促を行いました。また、償却求償権について、サービサーへの売却の進め方や最新の動向を収集し、検討を進めました。
- ② 地域駐在嘱託職員制度は外部委託に切り替えることとし、2027年3月に廃止することとしました。

(3) 地域労(勤)信協からの円滑な事業譲受と新規保証引受

- ① 新潟労信協からの事業譲受に関する諸課題を整理のうえ、保証債務の引受けおよび求償権の譲受を計画通り行い、事業譲受を完了しました。
- ② 北陸労働金庫および北陸3労(勤)信協と事業譲受に関する方向性を確認し、基本合意書を締結しました。また、監査法人による財務デューデリジェンスを実施し、現状の共有等を行いました。

4. 将来の日本労信協を担う人材の育成・確保とディーセント・ワークの実践

(1) 人材戦略の確立と実践

- ① 教育研修計画に基づく各種プログラムのほか、ジョブローテーションや金庫出向を通じて人材育成を進めました。
- ② 専門能力の向上を目的に策定した「基準表」を人事評価の目標設定に活用しました。
- ③ 適正な組織体制を構築するため、中央機関3団体合同で採用活動を行いました。

(2) 労働金庫業態の方針に基づく日本労信協の組織風土の確立に向けた取り組み

- ① 職員が当協会で働くことの意義を再確認し、やりがいをもって働けるよう定期的に役員講話を開催するとともに、部室長が業務情報の発信を行いました。
- ② 「次世代育成支援対策推進法」および「女性活躍推進法」に基づく行動計画（2022～2024年度）により、ノー残業デーや年休取得強化月間等を実施し、総労働時間の削減に取り組みました。これにより、次世代の育成に積極的に取り組む企業として「くるみんマーク」（2022年認定）を取得しました。また、優良な健康経営を実践している法人として「健康経営優良法人2023」に認定されました。
- ③ 障がい者が安心して働ける職場環境の整備のため、定期的にヒアリングを行いました。

(3) 多様な働き方に向けた対応

- ① 定年延長に向けて、中央機関3団体で定年延長検討プロジェクトを設置し、定年延長の基本コンセプトの作成に着手しました。また、高年齢者雇用安定法の改正を踏まえ、新たに66歳から70歳までの継続雇用制度を整備しました。
- ② 新型コロナウイルス感染症の状況に応じて会議の開催方式やリモートワークの実施頻度を見直し、生産性の維持と職員の感染防止に努めました。

5. 優良保証機関としての健全性の確保

(1) 安定した経営と効率的な事業運営

- ① 環境の変化に適応し2023年度事業計画を遂行するため、企画部門の統合、保証審査部門の統合、人材育成部門の設置等を内容とする組織機構の見直しを行いました。
- ② 新型コロナウイルス感染症に係る対策会議を適宜開催し、役職員の安全確保に向けた感染拡大防止策を講じました。各種施策の実施により感染リスクを低減しながら事業を継続しました。また、安否確認訓練を実施し、自然災害等の発生時においても必要な連絡がとれるよう準備しました。
- ③ 事業計画に沿った予算を策定し、適切な執行管理を行いました。
- ④ 被監査部署のリスクアセスメントを踏まえて重点監査項目を設定し監査を行いました。また、監査において発見された改善事項については、被監査部署の改善施策をフォローアップし、着実な改善を進めました。
- ⑤ 労働金庫会館は現労働金庫会館敷地での建て替えを行うこととなり、中央機関3団体の拠点集約が見送られたことから、当協会の事務所の移転は行わないこととしました。
- ⑥ 地域駐在嘱託職員制度の廃止を受けて西日本事務所は2024年3月に閉所することとしました。
- ⑦ 保守期限が到来するハードウェア・ソフトウェアについてリプレースやバージョンアップを進めました。また、2024年度以降に保守期限を迎える主要システムの対応方法について検討を開始しました。

(2) コンプライアンス経営の実践

- ① 「2022年度コンプライアンス・プログラム」に基づき、健全な組織風土および職場環境の実現に向けた各種施策を実施しました。
- ② 「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、求償権等のスクリーニングや預金保険機構による特定回収困難債権買取制度案件に係る月次点検を実施したほか、暴力団追放運動推進都民センター主催のセミナーへの参加等により情報収集を行い、反社会的勢力との関係遮断に継続して努めました。

(3) 内部管理態勢の強化

- ① 「内部統制システムに関する基本方針」に基づき策定した「2022年度内部統制システム実施計画」に沿って、内部統制システムを適切に運用しました。
- ② 各種リスクに配賦したリスク資本および設定したリスクリミットに基づき、継続的なモニタリングと評価を実施し、リスク管理統括会議等で共有しました。
- ③ 事務の堅確化に向けて、自己の責任意識の醸成や相互牽制機能の発揮に努めたほか、事務過誤等発生時においては、再発防止策を策定し、業務遂行態勢を改善しました。
- ④ I T統制アクションプランの実行状況をモニタリングし、システム開発内容やプロセスの適切性の評価を行いました。また、I T統制の方法を見直し、C I Oが直接統制する範囲を明確化するとともにシステム開発計画の策定手順を改め、I T統制の実効性を改善しました。

以 上

内部統制システムの整備にかかる決議の概要および運用状況の概要

1. 内部統制システムの整備にかかる決議の概要

当協会は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 90 条第 4 項第 5 号および同施行規則第 14 条に基づき「当協会の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」を「内部統制システムに関する基本方針」として定めております。

第 290 回理事会（2023 年 3 月 24 日開催）において「内部統制システムに関する基本方針」の担当部を統合リスク管理部から企画部に変更するための改定を行いました。

内部統制システムに関する基本方針

[第 290 回 (2023. 3. 24) 理事会改定、2023. 4. 1 実施]

I 内部統制システムの整備・運用に関する基本的な考え方

一般社団法人日本労働者信用基金協会（以下「日本労信協」という。）は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 90 条 4 項第 5 号および一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 14 条に基づき、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備し、事務の効率性・有効性を高めていく。

II 内部統制に関する体制の整備

1. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 公益性に根ざした信用保証事業を行う日本労信協は、より高いレベルのコンプライアンスが求められていることから、理事が率先してコンプライアンス態勢の確立に取り組むとしたコンプライアンス・ポリシーを実践するとともに、全ての役職員の意識と行動の指針として役職員行動規範を定め、これらを周知・徹底して、法令、定款および社会規範等を遵守する。

また、横断的組織としてコンプライアンス統括会議を設置し、コンプライアンス全般の状況把握と総合的な検討・評価を行うことでコンプライアンス態勢の実効性確保に努め、進捗状況等の事項について理事会に報告する。

(2) 理事会は、理事会規程を定め、3 か月に 1 回以上開催するほか必要に応じて随時開催して、理事が迅速に各種リスク管理の意思決定を行える体制を整え、理事間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監視する。

(3) 理事は、日本労信協における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに代表理事および監事に報告する。

(4) 監事は、理事会へ出席するほか、監事監査基準に基づき適時に監査することにより理事の職務執行状況をチェックし、法令もしくは定款違反のおそれまたは著しく不当な事案等が生ずるおそれがあると認められるときは、直ちに理事または理事会に対し法令、定款および社会規範等の遵守に向けて助言または是正勧告することとする。

- (5) 日本労信協は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引をはじめ一切の関係を遮断するとともに、不当要求等があった場合は、必要に応じて外部の専門機関とも連携し、毅然とした態度で臨む。

2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務執行に係る情報（社員総会・理事会・常任理事会・各種委員会議事録、稟議書等）については、社員総会規程、理事会規程、常任理事会規程、委員会規程または文書取扱規程等に基づき作成する。記録文書は、文書および電磁的記録の保存取扱規程に基づき、文書種類ごとに、定められた期間にわたり適時適切に保存・管理し、必要に応じて正当な権限を有する者が閲覧可能な状態を維持する。
- (2) 代表理事および業務執行理事（以下「代表理事等」という。）の業務執行については、理事会において、「代表理事等の業務執行状況報告」により報告する。
- (3) 個人情報等に関しては、プライバシーポリシーおよび情報セキュリティポリシー等を定め、専務理事を統括責任者とし適切な管理体制を整備し、情報漏えいの防止等を図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各種リスクに関するリスク管理体制の基礎として、統合的リスク管理方針および統合的リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理部署を明確にする。また、リスクのモニタリングとコントロール機能発揮のため、「リスク管理統括会議」等を設置し、審議内容を理事会等に報告するなど同規程に従ったリスク管理体制を構築するとともに、ディスクロージャー誌等によりこれを開示する。
- (2) 財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システムの有効性評価を継続的に実施する。
- (3) 自然災害等の不測の事態が発生した場合の対応としては、事業継続計画等に基づき、理事長を緊急対策本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、日本労信協における役職員の生命・資産・管理情報等の損失を最小限に止める体制を整えるものとする。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営に係る重要な政策等については、常任理事会において議論を経て、執行決定を行う。
- (2) 理事会の決定に基づく業務執行が有効かつ効率的に行われることを確保するため、組織規程、理事職務権限規程、常任理事会規程、職務権限規程および業務分掌規程等を定め、これらの規程等に従い、適正な意思決定に基づく業務執行を円滑に進める。

5. 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス・ポリシー、役職員行動規範およびコンプライアンス・プログラムから構成されるコンプライアンス・マニュアル、その他コンプライアンス態勢に係る規程等を定め、これらの研修等を通じて職員に周知・徹底する。

- (2) 職務執行に際して基になる規程等、各種契約およびその他必要なものについては、リーガル・チェックを実施する。
 - (3) 役職員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を直接通報することのできる内部通報システムとして、内部窓口のほか弁護士を外部窓口としたヘルプライン制度を整備するものとする。
 - (4) 内部監査部門が、職員の職務執行が法令および定款に適合しているかについて点検する。
6. 監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
監事会が制定した監事会規程および監事監査基準に基づき、日本労信協職員の中から監事会事務局に専任の監事会事務局職員を任命する。
7. 前号の職員の理事からの独立性に関する事項及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監事会事務局職員は、監査業務に必要な指示命令を監事より受け、監事以外からの指示命令を受けないものとする。
 - (2) 監事会事務局職員の人事異動（異動先を含む）・人事評価・懲戒処分等については、監事の同意を得ることとする。
 - (3) 監事会事務局職員は、業務執行に係る役職を兼務しないこととする。
8. 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
- (1) 監事は、必要に応じて理事および職員に対して報告を求めることができるものとする。
また、監事より報告を求められた役職員は、遅滞なく必要とされる報告を適正に行うものとする。
 - (2) 監事は、コンプライアンス態勢および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求めることができるものとする。
9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 理事は、監事への報告者について不利な取扱いを受けることのないようにすること、またその適正な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監事への適切な報告体制を確保する。
10. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 監事はその職務について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該監事の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該

費用または債務を処理する。

(2) 理事の職務執行を監査するために通常必要な監査費用については、理事は監事との協議のうえ予算に計上する。

11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事は、会計監査人から監査計画を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価と対応および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うこと、また、必要に応じて会計監査人の往査および監査講評に立ち会うことのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができるものとする。

2. 内部統制システムの運用状況の概要

(1) 理事の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「理事会規程」に基づき理事会を10回開催し、法令等で定められた事項や事業計画、収支予算等経営に関する重要な事項を決定しました。決定にあたっては法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議しました。また、定款への適合性を欠く一部の取扱いについては本社員総会で是正することとしました。

監事は理事会へ出席し意思決定の適正性を確認したほか、監事監査基準に基づき理事の職務執行状況をチェックし、法令および定款違反のおそれがないことを確認しました。

また、「反社会的勢力に対する基本方針」等に基づき取引の相手先を十分に調査し、反社会的勢力との関係が発生しないようにしました。

(2) 理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

理事の職務執行にかかる情報（社員総会・理事会・常任理事会・各種委員会の議事録および稟議書等）の作成および保存・管理は、諸規程等に基づき適正に行いました。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理統括会議」および「コンプライアンス統括会議」を定期的に行い、各種リスクの状況の把握および対策の検討を行いました。

新型コロナウイルス感染症への対応策を緊急対策会議で協議し、感染リスクを低減しつつ、事業を継続することに努めました。

(4) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

理事会の決定に基づく業務執行が有効かつ効率的に行われることを確保するため、「組織規程」「理事職務権限規程」「常任理事会規程」「職務権限規程」および「業務分掌規程」等の規程に従い、適切に業務を執行しました。

(5) 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス・ポリシー」「役職員行動規範」および「コンプライアンス・プログラム」等の研修を通じて法令遵守の必要性等を職員に周知・徹底しました。

規程の改定や各種契約の締結にあたっては、リーガル・チェックを適切に実施しました。

内部通報制度を利用して通報があった事案については、「コンプライアンス・ヘルプライン規程」に従い通報者に不利益が発生しないよう適切に対応しました。

内部監査部門は、内部監査（通常監査、個人情報保護対策監査および情報セキュリティ内部監査）を実施し、職員の職務執行について法令および定款への適合性を確認しました。

職員による「自己検査」を実施し、業務の円滑化および不正過誤の未然防止・早期発見に努めました。

(6) 監事および監事会事務局に関する事項

監事以外からの指示命令を受けず、業務執行にかかる役職を兼務しない監事会事務局を設置しています。監事会事務局は、監事より監査業務に必要な指示命令を受け、監事の職務の補助に従事しました。

常勤監事は理事会および常任理事会のほか、リスク管理統括会議等にもオブザーバーとして出席し、理事の業務執行の適正性を検証しました。

[参考資料] ※ 補助金付事業の実績を除きます。

第1表 保証引受状況

(単位：件、百万円、%)

区 分	期中新規保証引受		期末保証債務残高				期中増加額			
	件数	金額	件数	金額	構成比		件数	金額	期首比	
					件数	金額			件数	金額
無担保	218,325	400,739	2,816,671	1,386,742	100.00	100.00	▲446	95,200	▲0.0	7.4
組 織	171,882	316,430	2,505,391	1,139,351	88.95	82.16	▲36,324	52,463	▲1.4	4.8
未組織	46,443	84,309	311,280	247,391	11.05	17.84	35,878	42,737	13.0	20.9
有担保	67,347	1,404,469	819,331	13,066,993	100.00	100.00	13,810	341,328	1.7	2.7
組 織	39,176	823,902	513,058	7,988,387	62.62	61.13	▲1,333	72,728	▲0.3	0.9
未組織	28,171	580,566	306,273	5,078,606	37.38	38.87	15,143	268,599	5.2	5.6
合 計	285,672	1,805,208	3,636,002	14,453,736	100.00	100.00	13,364	436,529	0.4	3.1
組 織	211,058	1,140,332	3,018,449	9,127,738	83.02	63.15	▲37,657	125,191	▲1.2	1.4
未組織	74,614	664,876	617,553	5,325,997	16.98	36.85	51,021	311,337	9.0	6.2

第2表 代位弁済・延滞状況

(単位：件、百万円、%)

区 分	代位弁済				延滞			
	件数	金額	代位弁済率		件数	金額	延滞率	
			件数	金額			件数	金額
無担保	5,256	8,020	0.19	0.60	1,030	1,528	0.10	0.11
組 織	4,312	6,998	0.17	0.63	841	1,294	0.10	0.11
未組織	944	1,021	0.32	0.45	189	233	0.11	0.09
有担保	871	16,618	0.11	0.13	714	11,173	0.09	0.09
組 織	368	6,823	0.07	0.09	327	4,870	0.06	0.06
未組織	503	9,795	0.17	0.20	387	6,302	0.13	0.12
合 計	6,127	24,638	0.17	0.17	1,744	12,701	0.10	0.09
組 織	4,680	13,821	0.15	0.15	1,168	6,165	0.09	0.07
未組織	1,447	10,816	0.24	0.21	576	6,536	0.12	0.12

(注) 保険付保証の代位弁済(3件、418万円)は除外した。

第3表 求償権状況

表3-1

(単位：件、百万円)

区 分	期中回収 (求償権元金)	期末償却		期末求償権残高	
	金額	件数	金額	件数	金額
無担保	1,498	2,420	5,022	19,229	19,715
有担保	9,809	472	4,581	6,318	62,947
合 計	11,307	2,892	9,603	25,547	82,662

表3-2

(単位：百万円)

期中回収 (求償権元金以外)	
区 分	金額
償却求償権	165
受取損害金	2,889
譲受償還益	52
合 計	3,108

第4表 引当金繰入額の算出

【貸倒損失】

(単位：円)

	債権区分	引当状態	金額	充当・繰入
2022年度償却金額 9,603,962,274	2021年度末までの代弁	貸倒引当金	7,860,675,613	過年度貸倒引当金から充当
	2021年度末までの保証引受かつ2022年度期中代弁	債務保証損失引当金	1,737,085,333	過年度債務保証損失引当金から充当
	2022年度期中保証引受かつ2022年度期中代弁等	未引当	6,201,328	2022年度 貸倒損失

【貸倒引当金】

(単位：円)

2021年度貸倒引当金	貸倒引当金見合額	2022年度償却金額	2022年度貸倒引当金繰入額(*)	2022年度貸倒引当金
45,430,879,041	1,086,527,270	7,860,675,613	9,971,369,439	48,638,402,736

※ 繰入額＝当年度貸倒引当金－(前年度貸倒引当金＋見合額－当年度償却金額)

※ 表内の(*)は、上記計算による繰入額から過年度償却の取消金額(10,302,599円)を控除した額を記載。

※ 見合額は新潟労信協からの事業譲受に伴う精算金。

【債務保証損失引当金】

(単位：円)

2021年度債務保証損失引当金	債務保証損失引当金見合額	2022年度償却金額	2022年度債務保証損失引当金繰入額	2022年度債務保証損失引当金
115,170,994,286	769,477,059	1,737,085,333	1,586,793,491	115,790,179,503

※ 繰入額＝当年度債務保証損失引当金－(前年度債務保証損失引当金＋見合額－当年度償却金額)

※ 見合額は新潟労信協からの事業譲受に伴う精算金。

第5表 出捐団体一覧

(単位：千円)

団体名		出捐金額
労働金庫	北海道労働金庫	227,100
	東北労働金庫	274,200
	中央労働金庫	720,800
	新潟県労働金庫	142,100
	長野県労働金庫	120,800
	静岡県労働金庫	260,400
	北陸労働金庫	133,800
	東海労働金庫	238,000
	近畿労働金庫	556,800
	中国労働金庫	255,200
	四国労働金庫	122,060
	九州労働金庫	427,900
	沖縄県労働金庫	26,400
	計	3,505,560

団体名		出捐金額
労 (勤) 信協	北海道労信協	1,000
	静岡勤信協	4,720
	富山勤信協	810
	石川労信協	810
	福井労信協	1,010
	計	8,350

労働金庫連合会	31,000
脱会社員等	64,090

合計	3,609,000
----	-----------

第6表 役職員の状況

	2021年度末	2022年度末
役員	18名 (うち常勤5名)	18名 (うち常勤5名)
理事	15名 (うち常勤4名)	15名 (うち常勤4名)
監事	3名 (うち常勤1名)	3名 (うち常勤1名)
職員	116名	122名
合計	134名	140名

第7表 会議の概要

1. 社員総会

開催年月日	会議名	議案
2022/6/29	第53回定時社員総会	[報告事項] ○2021年度事業報告・計算書類 ○2022年度事業計画 [決議事項] ○役員改選の件 ○退任役員に対する退任慰労金等贈呈の件

2. 理事会

開催年月日	回次	審議事項等
2022/4/27	第281回	○2022年度 コンプライアンス・プログラム (案) ○2021年度事業報告 (素案)
2022/6/1	第282回	○2021年度決算に係る資産査定・引当金の算出結果 ○2021年度事業報告・計算書類等 (案) ○北陸3労(勤)信協の事業譲渡に係る基本合意書の締結 ○第53回定時社員総会の議事運営 (案)
2022/6/29	第283回	○役員改選の件
	第284回	○代表理事および業務執行理事選定の件 ○退任役員に対する退任慰労金等贈呈の件 ○相談役選任の件 ○2022年度会計監査人との監査契約締結 ○組織規程および理事職務権限規程の改定 (案)
2022/7/22	第285回	○2021年度監査所見への対応方針 (案) ○新潟労信協の事業譲渡に関する契約締結の進め方 ○「相談役内規」の改定 (案) ○各委員会の委員選任 ○2022春闘対応に伴う人事関連諸規程等の改定 (案)
2022/9/30	第286回	○IT統制の見直し (案) ○地域駐在嘱託職員制度の方向性 ○「労働金庫会館建設委員会規程」の改定 (案) ○(公社)教育文化協会への寄付金支出
2022/10/27	第287回	○労働金庫会館建設委員会としての検討対応の終了および関連規程の廃止 (案)
2022/11/28	第288回	○2023年度事業計画 (骨子案) ○西日本事務所の方向性 ○新潟労信協の事業譲渡に関する契約締結および対価の精算 ○新潟労信協の退社
2023/2/27	第289回	○2023年度事業計画 (一次案) ○2023年度基幹システム運用保守費用

2023/3/24	第 290 回	<ul style="list-style-type: none"> ○2023 年度事業計画（最終案） ○2023 年度組織機構の見直しにかかる関連諸規程・要領の改定（案） ○2021 年度監査所見への対応結果 ○2023 年度 内部監査計画（案） ○「内部監査規程」および「内部監査実施要領」の改定（案） ○2023 年度 コンプライアンス・プログラム（案） ○2023 年度 内部統制システム実施計画（案） ○システムリプレイス全体計画（案） ○2023 年度 I T 統制アクションプラン（案） ○「役員賠償責任保険」の継続加入 ○「緊急時危機管理対応基本規程」等の制改廃（案） ○「理事会運営要領」の改定（案）
-----------	---------	--

3. 常任理事会

開催年月日	2022 年	4/20 (459 回)	5/18 (460 回)	5/27 (461 回)	6/15 (462 回)
		6/21 (463 回)	7/14 (464 回)	8/17 (465 回)	9/21 (466 回)
		9/27 (467 回)	10/19 (468 回)	10/25 (469 回)	11/17 (470 回)
		12/21 (471 回)			
	2023 年	1/18 (472 回)	2/16 (473 回)	3/15 (474 回)	

第 8 表 主要制度改定等

内 容	
2022 年	
9 月	○保証業務取扱規程の改定（ネガ情報の定義の改定）
2023 年	
2 月	○保証業務取扱規程の改定 (AI 承認確率特例の制定および Web 完結型保証審査の基準変更に伴う関連規程の改定)